

## タブレット端末貸出に係る留意事項及び借用確認書

西原町教育委員会

- 町立小・中学校に通学する児童生徒にタブレット端末（以下「貸出機器」という。）の無償貸出を、以下の通り実施します。貸出機器の利用にあたり、下記の確認書の提出を学級担任にお願いします。
- 貸出期間は、令和5年3月31日までとします。ただし、次年度も同一校に通学することが決まっている場合、貸出機器を返却することなく継続して利用することが可能です。下記確認書は年度ごとに提出していただく必要があります。
- 転出や卒業など、お子様が通学する学校での在籍期間が終了するまでに、貸出機器を遅滞なく返却してください。
- 貸出機器の取扱いについては、下記の点に注意してください。

### 記

- タブレット端末の家庭での活用について（西原町端末活用ガイドライン）を遵守すること。
- 公序良俗に反することや、違法行為、極端な生活リズムを崩すような利用はやめてください。西原町においてタブレット端末の通信記録や、Webアクセスの履歴を調査・確認することがあります。なお、ご自宅での利用における、インターネット接続に係る通信料金については、ご家庭でご負担をお願いします。なお、電源ケーブルは学校に置くものとし、自宅ではUSBケーブル等での給電をお願いします。
- 貸出機器の利用にあたって、以下の事項の遵守をお願いします。以下の事項が守られず、貸出機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、弁償等の対応をしていただくことがあります。
  - タブレット端末には、不適切なサイトへのアクセスを制限しているフィルタリングを設定しております。フィルタリング設定やパスワードを変更しないでください。
  - 他人への転貸（また貸し）や転売をしないでください。
  - 精密機器につき、丁寧・適正な取扱いをお願いします。乱暴に取り扱ったり故意に破損させたりしないでください。
- 貸出機器について、万が一、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。必要な手続きをお願いすることがあります。故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。なお、盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。**提出締め切り 4月22日、学級担任まで**

✂切り取り線✂

### タブレット端末等借用確認書

(あて先)西原町立坂田小学校校長

タブレット端末の貸出を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。

●確認事項(☑をつけてください)

□「貸出に係る留意事項」を確認し、借用した機器(タブレット端末)を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。

西原町立坂田小学校

\_\_\_\_年 組 番 お子様 氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

※兄弟、姉妹がいる場合は、人数分提出してください。

※保護者氏名の押印は、自書で署名される場合に限り、省略することができます。